

i D会員特約（クレジット一体型：個人用）

第1条（定義）

「i D決済システム」（以下「本決済システム」という）とは、非接触IC技術を活用したクレジット決済システムをいいます。

第2条（i D会員（一体型））

1. 株式会社七十七カード（以下「当社」という）が発行するクレジットカードのうち当社が指定するクレジットカードの個人会員（以下「会員」という）で、本特約および七十七VISAカード&七十七マスターカード会員規約（以下「会員規約」という）を承認のうえ、当社所定の方法で次項に定める一体型カード発行の申込みをし、当社が適当と認めた方をi D会員（一体型）とします。
2. 当社はi D会員（一体型）に対して、会員規約に基づき会員に発行するクレジットカードとして、会員規約に定めるクレジットカード機能（以下「クレジットカード機能」という）と本特約に定める本決済システムでの利用機能の双方を備えた一枚のカード（以下「一体型カード」という）を発行し、貸与します。また、当社が申込みを認めた日を契約成立日とします。
3. 本会員は、i D会員（一体型）である家族会員による本決済システムの利用により生じる全ての責任（利用金額の支払義務を含む）を負うものとします。この場合、i D会員（一体型）である家族会員は、当社が、当該家族会員による本決済システムの利用内容・利用状況等（本特約で家族会員の利用とみなす場合を含む）を本会員に通知することを、予め承諾するものとします。
4. 本会員は、i D会員（一体型）である家族会員に対し本特約の内容を遵守させるものとし、当該家族会員が本特約の内容を遵守しなかったことによる当社の損害（i D会員番号、暗証番号等の管理に関して生じた損害を含む）を賠償するものとします。

第3条（暗証番号）

1. 当社は、i D会員（一体型）より申出のあったi Dの暗証番号を所定の方法により登録します。ただし、申出がない場合または当社が定める指定禁止番号を申出た場合は、当社所定の方法により登録することがあります。
2. i D会員（一体型）は、暗証番号を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。i Dの利用にあたり、登録された暗証番号が使用されたときは、当社に責のある場合を除き、i D会員（一体型）は、そのために生ずる一切の債務について支払いの責を負うものとします。

第4条（一体型カードの利用）

i D会員（一体型）は、一体型カードを当社所定の方法で使用するにより、本決済システムの利用が可能な加盟店（以下「i D加盟店」という）での支払い手段とすることができます。

第5条（ご利用代金の支払い）

1. 本会員であるi D会員（一体型）は、本特約に基づく一切の債務を、会員規約に従い、クレジットカ

ード機能の利用代金として、クレジットカード機能の利用代金等と合算して支払うものとします。

2. 前項の支払いのうち i D加盟店での利用に係る支払期日および支払金額等は、原則として1回払いに関する会員規約を準用します。ただし、決済用カードの支払区分が「いつでもリボ」および「あとからリボ」の場合は会員規約第31条の定めに基づき支払い、「リボルビング専用カード」および「マイ・ペイすリボ」の場合は各特約の定めに基づき支払うものとします。また、利用後に当該利用代金を分割払いに変更する方法の場合は、会員規約第32条の定めに基づき支払うものとします。

第6条（海外利用代金の決済レート等）

本決済システムの海外の i D加盟店での買物ご利用代金は、取引時点で「i D」ブランドセンターが指定するレートで日本円に換算されます。

第7条（ご利用枠）

1. i D会員（一体型）は、クレジットカード機能の利用枠の範囲内で、一体型カードを第4条に定めるとおり利用できるものとします。

2. 当社は、前項の規定にかかわらず暗証番号入力を伴わない取引については当該取引の利用条件を別途指定することができ、i D会員（一体型）はこれに従うものとします。

3. i D会員（一体型）は、当社が適当と認めた場合、本条第1項の規定にかかわらず、クレジットカード機能の利用枠を超えて、一体型カードを利用できるものとします。その場合も、i D会員（一体型）は当然に支払の責を負うものとします。

第8条（有効期限）

1. 一体型カードの本決済システムにおける有効期限は、一体型カードの表面に記載された年月の末日までとします。

2. 有効期限の2ヶ月前までに申出がなく、当社が引き続き i D会員（一体型）として認める場合には、新たに一体型カードを送付します。ただし、届出住所宛に当社が送付した郵便物が不着となった場合等当該届出住所宛に郵便物を発送しても到着しないと当社が認める場合には、送付を保留することができるものとします。

3. 本決済システムの利用状況によっては、i D会員（一体型）に事前に通知することなく、クレジットカード機能のみで本決済システムでの利用機能のない新カードを送付することがあり、その場合には i D会員（一体型）を退会したものとします。

4. i D会員（一体型）は有効期限経過後の一体型カードを直ちに裁断破棄するものとします。

第9条（退会、会員資格の取消）

1. i D会員（一体型）が退会などにより会員としての資格を失った場合は、同時に i D会員（一体型）としての会員資格を失うものとします。

2. i D会員（一体型）は i D会員（一体型）としての会員資格を取り消された場合または退会した場合、速やかに一体型カードを裁断破棄、または当社に返却するものとします。

第10条（利用停止措置）

当社は、iD会員（一体型）が本特約若しくは会員規約に違反した場合または、一体型カードの使用状況が適当でないと当社が判断した場合、会員に通知することなく、一体型カードによる本決済システムの利用停止措置をとることができるものとし、iD会員（一体型）は予めこれを承諾するものとします。

第11条（本サービスの中止、一時停止）

当社は、以下のいずれかに該当する場合には、iD会員（一体型）に対する事前の通知なく、本決済システムにおける一体型カードの取扱いの中止または一時停止することができます。この場合、当社は、本決済システムにおける一体型カードの取扱いを中止または一時停止することにより、iD会員（一体型）に対する損害賠償義務等の一切の責任を負わないものとします。

（1）天災、停電、通信事業者の通信設備異常、コンピュータシステムの異常、戦争等の不可抗力により、本決済システムにおける一体型カードの取扱いが困難であると当社が判断した場合。

（2）その他、コンピュータシステムの保守他、当社がやむを得ない事情で本決済システムにおける一体型カードの取扱いの中止または一時停止が必要と判断した場合。

第12条（特約の変更、承認）

本特約の変更については当社から変更内容を通知した後、または新特約を送付した後に一体型カードを本決済システムで利用したときは、変更事項または新特約を承認したものとみなします。また、法令の定めにより本特約を変更出来る場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。

第13条（会員規約の適用）

本特約に定めのない事項については、会員規約を適用するものとします。

（2018年10月改定）